

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年10月28日
【報告者の名称】	カップ・クリエイトホールディングス株式会社
【報告者の所在地】	埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地16
【最寄りの連絡場所】	埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地16
【電話番号】	048(650)5100
【事務連絡者氏名】	経理財務部長 小林 元樹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「当社」とは、カップ・クリエイトホールディングス株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社SPCカップをいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとしします。
- (注8) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本の金融商品取引法で定められた手続き及び情報開示基準に従い実施されるものです。

1【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 株式会社SPCカッパ
所在地 神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号

2【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 意見の内容

当社は、平成26年10月27日開催の当社取締役会において、下記「(2) 意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けへの応募については、株主の皆様のご判断に委ねる旨の決議をいたしました。

(2) 意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

公開買付者によれば、公開買付者は、平成26年10月27日開催の取締役会において、株式会社コロワイド（以下「コロワイド」といいます。）及び公開買付者を含むその子会社23社（以下「コロワイドグループ」といいます。）と当社が互いに協力して継続的に発展していくことを目的として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部（以下「東証一部」といいます。）に上場している当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け及び第三者割当の方法による当社株式の引受けを通じて、公開買付者が当社の総議決権の過半数を取得して当社を公開買付者の連結子会社とすることを決議したとのことです。

本公開買付けに関連して、公開買付者は、当社の筆頭株主である株式会社神明ホールディング（以下「神明」といいます。）（注1）との間で、その所有する当社株式の全てについて本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を平成26年10月27日付で締結しているとのことです。

本公開買付けは、公開買付者による当社の連結子会社化を目的としており、本公開買付け後も引き続き当社株式の上場を維持するものであること、後述のように当社が公開買付者に対する本第三者割当増資の実施により一定の資金を調達する必要があることから、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を17,816,100株（所有割合38.20%）と設定しており、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の上限（17,816,100株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行うとのことです。また、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を、神明が保有しその全てが本応募契約に従って本公開買付けに応募されることが見込まれる当社株式の数と同数である13,199,999株（所有割合：28.30%）としており、応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。

なお、本公開買付けにおける買付予定数の上限（17,816,100株）は、公開買付者の当社に対する第三者割当の方法による当社株式の発行（以下「本第三者割当増資」といい、本公開買付け及び本第三者割当増資を総称して「本取引」といいます。）前における完全希薄化ベースの持株割合（注2）が43.45%（注3）となる数（但し、100株未満を切り上げた数）に設定しているとのことで、これは、当社との協議の中で、当社が事業基盤の強化及び財務基盤の改善のために今後の設備投資資金（既存店舗の設備補強のみならず新規出店のための設備投資も含まれます。）及び金融機関からの借入金の返済資金を必要としており、追加の資金調達の可能性等も踏まえて、公開買付者としては、それにあてる資金として、少なくとも約6,000百万円の資金需要を満たす必要があると判断したことから、本公開買付け後の本第三者割当増資において、当該資金需要を満たすために公開買付者が引き受ける必要のある株式数を勘案した上で、本第三者割当増資に係る払込み後の公開買付者の当社に対する完全希薄化ベースの持株割合（注4）を50.50%とするために必要な応募株式数として、17,816,100株を買付予定数の上限として設定したものととのことです。なお、応募株券等の総数が買付予定数の上限に達した場合、本第三者割当増資による払込価格の総額は約6,116百万円となります。

また、当社は、平成26年10月27日開催の当社取締役会において、本公開買付けが成立することを条件として、公開買付者を引受先とし、公開買付け期間の終了後の平成26年12月4日を払込期日とする第三者割当の方法による募集株式の発行（普通株式15,161,200株、払込価格は本公開買付けにおける当社株式の買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）と同額である1株当たり1,048円、総額約15,889百万円。）について決議いたしました。本第三者割当増資に関して、当社は、公開買付者との間で、本公開買付けが成立した場合に、本公開買付けの結果を確認したうえで、公開買付者が本公開買付けにより取得する当社株式と合計して、本第三者割当増資に係る払込み後の公開買付者の当社に対する完全希薄化ベースの持株割合を50.50%とするために必要な数の株式（但し、100株単位未満を切り上げた数）について払込みを行うことを合意しております。そのため、当該合意

に従い、公開買付者は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当増資における募集株式の発行数として当社が決議した株式数（普通株式15,161,200株）のうち一部について払込みを行わない可能性があります。

- (注1) 平成26年10月15日に当社が提出した第37期第2四半期報告書（以下「本四半期報告書」といいます。）に記載された平成26年10月15日現在の当社の発行済株式総数46,637,300株に対する所有株式数（13,199,999株）の割合（以下「所有割合」といいます。）は28.30%（小数点以下第三位四捨五入。以下、所有割合の計算において同様です。）
- (注2) 本公開買付けにより公開買付者が保有することとなる当社株式数を分子とし、本四半期報告書に記載された平成26年10月15日現在の当社の発行済株式総数（46,637,300株）から、本四半期報告書に記載された平成26年8月31日現在の当社の保有する自己株式数（5,835,800株）を控除した株式数（40,801,500株）に、当社が平成26年5月30日に提出した第36期有価証券報告書（以下「第36期有価証券報告書」といいます。）に記載された平成20年5月28日開催の定時株主総会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の平成26年8月30日時点の目的となる当社株式数（198,000株）を加算した数（40,999,500株）を分母として算出される割合をいいます。
- (注3) 小数点以下第3位四捨五入。
- (注4) 本取引により公開買付者が保有することになる当社株式数を分子とし、本四半期報告書に記載された平成26年10月15日現在の当社の発行済株式総数（46,637,300株）から、本四半期報告書に記載された平成26年8月31日現在の当社の保有する自己株式数（5,835,800株）を控除した株式数（40,801,500株）に、本新株予約権の目的となる当社株式数（198,000株）を加算し、さらに本第三者割当増資により公開買付者が取得する当社株式数（15,161,200株）を加算した数（56,160,700株）を分母として算出される割合をいいます。以下、これを、「増資後完全希薄化ベースの持株割合」といいます。

本公開買付けの実施を決定するに至った背景等、本公開買付けに係る意思決定の過程及び本公開買付け後の経営方針

(ア) 本公開買付けの背景

公開買付者によれば、公開買付者は、回転寿司事業及びベンダー事業を運営する会社の株式の保有を目的として平成26年9月24日付で設立された買収目的会社であり、本日現在において、コロナイドがその普通株式に係る議決権の100%を保有しているとのことです。なお、コロナイドの普通株式は、東証一部に上場されております。

公開買付者によれば、コロナイドグループは、50以上の業態を有し、直営1,031店舗、F C 1,060店舗、計2,091店舗を展開する総合外食企業であり、「すべてはお客様のために」をモットーに、商品力やQ S C A（Quality Service Cleanliness Atmosphereの頭文字を取った略語であり、店舗価値を指します。）の向上を図り、店舗スタッフが自信をもって商品・サービスを提供し、お客様に「楽しかった、美味しかった」と思っただけよう努めてきたとのことです。また、コロナイドは、M & Aを成長戦略の重要な柱と位置付け、これまでも株式会社アトムや株式会社宮をはじめ多数のM & Aにより、コロナイドの創業業態である居酒屋業態に加え、レストラン業態を強化してまいりました。直近では、レストラン業態の強化に加え、F C展開のノウハウの獲得を目的として、株式会社レインズインターナショナルのM & Aを行っております。

また、公開買付者によれば、コロナイドとしては、M & Aを単なる数値面での成長策としてではなく、経営陣・従業員も含めたコロナイドグループへの「参画」と位置付けており、現在では、これまでに参画した企業・経営陣・従業員がコロナイドグループの中核を担っており、また、中期戦略においては、戦略的な業態ポートフォリオの再構築を掲げ、中核20業態への集約や市場環境の変化への対応としてレストラン業態の売上構成を高めるべく、業態ポートフォリオのり・バランスを進めているとのことです。

本取引により、コロナイドは、上記の成長戦略・中期戦略に基づき、経営規模の拡大と業態ポートフォリオのり・バランスを一層推進することができるとのことです。特に、レストラン業態の売上高比率の6割以上への向上という目標が、本取引により達成できる見通しとなり、さらに、レストラン業態の中においては、焼肉の「牛角」やししゃぶししゃぶの「温野菜」といった、「肉」を中核とするレストランの比率が高まっていたところ、本取引によって、「かっぱ寿司」という「鮮魚」を中心とする業態がコロナイドグループに参画することになり、コロナイドグループにおける「肉」と「鮮魚」の食材比率が適切なバランスとなり、一層の経営基盤の安定化に資することが期待されるとのことです。

他方、当社は昭和54年に回転寿司店「かっぱ寿司」の第1号店をオープンして以来、安全・安心で品質が高く、感動を呼ぶ商品とサービスを適正な価格で提供する回転寿司を目指し、順調に店舗数を拡大してまいりました。現在では、回転寿司事業として日本全国及び韓国において合計340以上の回転寿司店を展開するとともに、ベンダー事業としてコンビニエンスストア向けの寿司や調理パンの製造、販売等を行っております。

しかしながら、昨今の外食業界をとりまく状況としては、緩やかな景気回復に伴い、消費者の志向が高価格帯商品にシフトする傾向にあるなかで、ベンダー事業は堅調に推移しているものの、回転寿司事業は、同業他社との競争環境が年々厳しくなることによって客離れの傾向が顕著になっており、平成26年2月期においては自己資本比率も前年度37.8%から32.8%まで低下し、当社の財務の健全性は悪化してまいりました。

かかる状況のもと、当社は、昨年より神明及び元気寿司株式会社（以下「元気寿司」といいます。）との業務提携を通じて、寿司ネタや米の品質向上、仕入の集約等のオペレーションの見直しを行っていることにより、顧客アンケート等における評価の向上等、一定の成果が現れつつあるものの、直近の当社の業績等を踏まえると必ずしも十分ではなく、当社の将来的な成長のためには、事業基盤の強化等を通じた収益力の強化が必要であると認識しております。また、当社の銀行に対する有利子負債の支払いが必要となった場合に備えるとともに、有利子負債を減らして将来の成長の土台となる財務基盤を改善することが不可欠であると認識しております。

当社としては、上記のような当社を取り巻く事業環境及び当社の経営・財務状況を踏まえ、当社は、将来の成長に向けた事業基盤の強化等を通じた収益力の強化及び財務基盤の改善の必要があると考え、それらに要する資金調達及び新たな提携関係構築も視野に入れた収益力の強化のための施策が必要であると認識しております。また、上記の通り、外食産業において居酒屋をはじめ、回転寿司、焼肉、しゃぶしゃぶ、ステーキ専門店、カジュアルイタリアン等の多様な業態の店舗を展開し、広範な事業ネットワークとの中で培った店舗物件の開発能力、商材の仕入れ能力、多様な業種店舗の運営手法等の経営ノウハウを有するコロナウィドの連結子会社となり、安定的かつ強固な関係を構築することが、当社の事業基盤の強化及び財務基盤の改善を可能とするとともに、当社の収益力の強化にも資するものであり、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の向上に資すると判断し、平成26年8月に、コロナウィドより連結子会社化に係る一連の取引の検討に関する提案を受けたことをきっかけに、コロナウィドとの協議を進めてまいりました。

その結果、コロナウィドの100%子会社であるSPCカップが、当社の総議決権の過半数を取得して当社をコロナウィドの連結子会社とすることを目的に、本公開買付けを行い、当社は本公開買付けの買付者であるSPCカップを割当先とする本第三者割当増資を実施するとともに、本公開買付けに賛同意見を表明することとなりました。

なお、本公開買付けの成立及び本第三者割当増資の完了を条件として、平成25年4月9日付で神明との間で締結された資本業務提携契約、及び、平成25年11月29日付で元気寿司との間で締結された業務提携契約は合意解約される予定です。また、当該合意解約に伴い、当社と元気寿司との間で検討していた経営統合は解消される予定です。

(イ) 公開買付者における意思決定に至る過程

コロナウィドは、平成26年6月頃から、本公開買付けについての検討を開始し、平成26年8月頃から、当社の筆頭株主である神明との間で協議を開始し、神明に対し、神明が保有する当社株式（所有株式数：13,199,999株、所有割合：28.30%）の取得について提案を行ったところ、神明より前向きに検討する旨の回答を受け、神明が保有する当社株式の取得に関する独占交渉権を取得したとのことです。そこで、コロナウィドは、平成26年8月に、当社に対しても本取引に係る提案を行い、当社の了解を得て、当社に対するデュー・ディリジェンスを開始しました（なお、当該デュー・ディリジェンスは平成26年10月27日に終了しております。）。その後、神明と協議・交渉を続けるとともに、平成26年9月以降、当社との間でも、本取引の背景、連結子会社化のメリット、公開買付価格の考え方について説明するなどし、協議・交渉を続けてまいりました。

そうした協議の結果、コロナウィドグループは、本取引を通じて、公開買付者が当社の総議決権の過半数を取得することにより、当社の財務基盤強化を図るとともに、コロナウィドグループと当社が同一グループとなり、強固な資本関係のもとで協力・連携することが、各々の成長戦略の強化・推進、双方の経営資源の円滑な相互活用、コロナウィドグループとしての中期戦略の達成に資するとの判断に至ったことから、平成26年10月27日開催の公開買付者の取締役会において、本公開買付けを通じて公開買付者が当社株式を取得するとともに、当社が実施する本第三者割当増資を公開買付者が引き受けることにより、当社をコロナウィドグループの連結子会社とすることを決議し、公開買付者及び神明との間で本応募契約を締結したとのことです。

(ウ) 当社における意思決定に至る過程

上記「(イ) 公開買付者における意思決定に至る過程」に記載の経過により、当社は、コロナウィドグループとの間で、本第三者割当増資の実施可能性及びその条件並びに本公開買付価格その他本公開買付けの諸条件について慎重に協議・検討を行ってまいりました。なお、当社はこのような協議・検討の過程で、後記「(3) 本公開買付けの公正性等を担保するための措置」及び「(4) 算定に関する事項」に記載のとおり、第三者算定機関であるみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）に対し、当社株式の価値算定を依頼し、株式価値算定書を取得するとともに、当社リーガルアドバイザーとして、西村あさひ法律事務所から法的助言を得ました。

上記協議・検討の結果、当社は、コロナウィドの100%子会社であるSPCカップが、本取引の実施を通じて、当社の総議決権の過半数を取得し、コロナウィドグループと当社との間で安定的かつ強固な関係を構築することが、当社の事業基盤の強化及び財務基盤の改善を可能にするとともに、当社の収益力の強化にも資するとの判断に至ったことから、平成26年10月27日開催の当社取締役会において、当社代表取締役藤尾益雄氏、取締役筒井慎治氏、及び取締役田中義昭氏を除く全ての取締役が出席し、出席した取締役の全員の一致により、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議いたしました。

また、当社は、本公開買付価格については、第三者算定機関であるみずほ証券から取得した当社株式の株式価値の算定結果に照らしても不合理なものではないと考えているものの、本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、本公開買付け後も引き続き当社株式の上場を維持していく方針であることから、当社株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場を取り、当社株主の皆様のご判断に委ねるべきとの判断に至ったことから、平成26年10月27日の当社取締役会において当社代表取締役藤尾益雄氏、取締役筒井慎治氏、及び取締役田中義昭氏を除く全ての取締役が出席し、出席した取締役の全員の一致により、その旨を決議いたしました。

なお、当社取締役のうち、代表取締役藤尾益雄氏、取締役筒井慎治氏、及び取締役田中義昭氏は、公開買付者と本応募契約を締結している神明の業務執行に係る取締役又は従業員を兼務しており、会社法第369条第2項に定める特別の利害関係を有する取締役に該当する可能性を否定できないため、利益相反の疑いを回避する観点から、コロワイドグループとの間で当社取締役の立場として協議及び交渉をしておらず、また、上記当社取締役会における本公開買付けへの賛同決議及びその審議を含む本取引に関する検討には参加しておりません。他方、当社取締役のうち、取締役法師人尚史氏、及び取締役須藤恭成氏は、神明の社外取締役を兼務しておりますが、神明の業務執行に係る取締役ではありませんので、コロワイドグループとの間で当社取締役の立場として協議及び交渉をしておらず、また、上記当社取締役会における本公開買付けへの賛同決議及びその審議を含む本取引に関する検討に参加しております。

(エ) 本公開買付け後の経営方針

当社は、今回のコロワイドによる当社の連結子会社化により、以下の事業シナジーが期待され、企業価値の最大化も図ることができると見込まれると考えております。

- () コロワイドの連結子会社が担うマーチャンダイジング機能を共同で活用することによる、(a)購買・加工・配送などの効率性の向上、(b)食材品質の向上、(c)コスト削減等のメリットの享受
- () セルフ・オーダーシステムの開発・調達をコロワイドグループに集約することによる効率かつ低コストでのセルフ・オーダーシステムの導入
- () コロワイドが全国5箇所に有するセントラルキッチンや当社が有する5箇所の食品加工工場の相互活用による効率化
- () 主に郊外型、ロードサイド型店舗の出店にあたっての物件情報の相互活用による店舗開発ノウハウの共有等

コロワイドグループは、本取引を通じた当社の連結子会社化を実現するとともに、当社にとっては、本取引に含まれる第三者割当増資の結果、既存店舗の設備増強、新規出店、及び財務基盤改善のための資金及び成長のための投資資金を同時に確保することが可能となり、当社の経営基盤が整うことから、「かっぱ寿司」が回転寿司業界日本一の座を獲得することを目指し、コロワイドグループ一丸となって経営に専念する予定であるとのことです。

なお、公開買付者は当社に対して、本公開買付けの成立後に臨時株主総会を開催するよう要請し、かかる臨時株主総会において、当社の全取締役の過半数となる計4名をコロワイドグループより指名する予定であるとのことです。

また、平成26年10月27日現在の当社取締役8名のうち、神明又は元気寿司の取締役を兼務している藤尾益雄氏、法師人尚史氏、須藤恭成氏及び田中義昭氏、従前元気寿司の取締役を兼務していた椋本充土氏並びに神明から派遣されている筒井慎治氏の計6名については、本公開買付け成立後に開催予定の当社臨時株主総会の終結時をもって退任し、当社取締役の員数は計6名となる予定であるとのことです。

(3) 本公開買付けの公正性等を担保するための措置

独立した法律事務所からの助言

当社は、当社取締役会における意思決定の公正性及び適正性を担保するため、当社及び公開買付者から独立したリーガルアドバイザーとして西村あさひ法律事務所を選任し、本取引に関する諸手続を含む当社取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けております。

当社における利害関係を有しない取締役全員による決議及び監査役全員の異議が無い旨の意見

当社は、本取引の実施を通じて、公開買付者が当社の総議決権の過半数を取得し、コロワイドグループと当社との間で安定的かつ強固な関係を構築することが、当社の事業基盤の強化及び財務基盤の改善を可能にするとともに、当社の収益力の強化にも資するとの判断に至ったことから、平成26年10月27日開催の当社取締役会において、当社代表取締役藤尾益雄氏、取締役筒井慎治氏、及び取締役田中義昭氏を除く全ての取締役が出席し、出席した取締役の全員の一致により、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議いたしました。

また、当社は、本公開買付価格については、第三者算定機関であるみずほ証券から取得した当社株式の株式価値の算定結果に照らしても不合理なものではないと考えているものの、本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、本公開買付け後も引き続き当社株式の上場を維持していく方針であることから、当社株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場を取り、当社株主の皆様のご判断に委ねるべきとの判断に

至ったことから、平成26年10月27日の当社取締役会において当社代表取締役藤尾益雄氏、取締役筒井慎治氏、及び取締役田中義昭氏を除く全ての取締役が出席し、出席した取締役の全員の一致により、その旨を決議いたしました。

なお、当社取締役のうち、代表取締役藤尾益雄氏、取締役筒井慎治氏、及び取締役田中義昭氏は、公開買付者と本応募契約を締結している神明の業務執行に係る取締役又は従業員を兼務しており、会社法第369条第2項に定める特別の利害関係を有する取締役に該当する可能性を否定できないため、利益相反の疑いを回避する観点から、コロワイドグループとの間で当社取締役の立場として協議及び交渉をしておらず、また、上記当社取締役会における本公開買付けへの賛同決議及びその審議を含む本取引に関する検討には参加しておりません。他方、当社取締役のうち、取締役法人尚史氏、及び取締役須藤恭成氏は、神明社外取締役を兼務しておりますが、神明の業務執行に係る取締役ではありませんので、コロワイドグループとの間で当社取締役の立場として協議及び交渉をしておらず、また、上記当社取締役会における本公開買付けへの賛同決議及びその審議を含む本取引に関する検討に参加しております。

また、上記の当社取締役会には、当社の監査役3名（その全てが社外監査役）の全員が出席し、その全ての監査役が当該決議につき異議はない旨の意見を述べております。

(4) 算定に関する事項

(ア) 公開買付者による算定の概要

本公開買付価格について、公開買付者は、当社に対するデュー・ディリジェンスの結果、金融商品取引所における当社株式の売買高に比較して大量の株式を一括して取引することによるディスカウント要因、本取引に関する憶測記事が各社新聞に掲載された平成26年10月2日の前営業日である平成26年10月1日から6ヶ月を遡った日から平成26年10月1日までの間の当社株式の市場株価の動向、及び、当社による本公開買付けへの賛同の意見表明の可否等を総合的に勘案し、かつ、当社及び本応募契約を締結している神明との協議・交渉の経過等も踏まえ、最終的に平成26年10月27日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり1,048円とすることを決定したとのことです。なお、上記の経緯から、公開買付者は、本公開買付価格の算定に関する第三者算定機関からの意見の聴取、株価算定書の取得等の措置を講じていないとのことです。

なお、本公開買付価格1,048円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成26年10月24日の東京証券取引所における当社普通株式の終値1,107円に対して5.33%（小数点以下第3位四捨五入。本項において以下同様。）のディスカウント、平成26年10月24日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,109円に対して5.50%のディスカウント、平成26年10月24日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,100円に対して4.73%のディスカウント、平成26年10月24日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,060円に対して1.12%のディスカウントをした価格となります。

(イ) 当社による算定に関する算定機関の名称並びに当社及び公開買付者との関係

当社は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、第三者算定機関としてみずほ証券に当社の株式価値の算定を依頼し、みずほ証券から、平成26年10月27日に当社株式の価値算定の結果に関する株式価値算定書を取得しております。なお、当社は、みずほ証券から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

なお、公開買付者の親会社であるコロワイドは、本公開買付け及び本第三者割当増資に関連して、同社の資金力の裏付けとしてみずほ証券のグループ銀行からの融資証明書を取得しております（詳細は、当社の平成26年10月27日付プレスリリース「第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」の「6. 割当予定先の選定理由等（4）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容」をご参照ください。）が、（イ）当該融資における諸条件と本公開買付価格の算定との関連性はなく、（ロ）みずほ証券は本第三者割当増資の払込金額等の発行条件につき一切関与しておらず、かつ（ハ）みずほ証券及びそのグループ銀行では、金融商品取引法第36条第2項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第70条の3等の適用法令に従い、適切な利益相反管理態勢を構築し、実施しております。また、当社は、みずほ証券のグループ銀行から融資を受けておりますが、みずほ証券及びそのグループ銀行では、上記の通り、金融商品取引法第36条第2項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第70条の3等の適用法令に従い適切な利益相反管理態勢を構築し、実施しております。以上より、当社は、当社の価値算定にあたり適切な弊害防止措置が講じられていると判断し、みずほ証券を算定機関に選定いたしました。

(ウ) 当社による算定の概要

みずほ証券は、当社株式については、当社が東証一部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、当社と比較的類似する事業を手掛ける上場会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、さらに、将来の事業活動の状況に基づく本源的価値評価を反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用して算定を行いました。

市場株価法では、平成26年10月24日を基準日として、東京証券取引所における当社株式の普通取引の基準日における終値1,107円、直近1ヶ月間の終値の単純平均値1,109円（小数点以下四捨五入）、直近3ヶ月間の終値の

単純平均値1,100円（小数点以下四捨五入）及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値1,060円（小数点以下四捨五入）をもとに分析し、当社の株式価値を算定しています。

類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を営む上場企業の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて分析し、当社の株式価値を算定しています。

DCF法では、当社の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、当社が平成27年3月期第3四半期以降において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の株式価値を算定しております。なお、上記DCF法の算定の基礎となる事業計画については、大幅な増減益を見込んでおりません。

以上のみずほ証券による当社の1株当たり株式価値の算定結果は、以下のとおりです。

市場株価法 : 1,060円～1,109円

類似会社比較法 : 594円～968円

DCF法 : 804円～1,167円

みずほ証券は、当社の株式価値算定に際して、当社から提供を受けた情報、及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全であること、当社の株式価値算定に重大な影響を与える可能性がある事実のみずほ証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、当社及びその子会社・関連会社の資産及び負債（デリバティブ取引、簿外資産・負債、その他偶発債務を含みます。）について、独自の評価又は鑑定を行っていないことを前提としております。また、かかる算定において参照した当社の財務見通しについては、当社により現時点で得られる最前の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としていること、並びにかかる算定は平成26年10月24日現在の情報と経済情勢を反映したものであることを前提としております。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

本公開買付けは当社株式の上場廃止を企図するものではなく、公開買付者は17,816,100株（所有割合38.20%）を上限として本公開買付けを実施し、かつ、本公開買付けが成立し本第三者割当増資の払込みが完了した場合においても、公開買付者の増資後完全希薄化ベースの持株割合は50.50%となりますので、本公開買付け後も当社株式の東証一部における上場は維持される方針です。

(6) いわゆる二段階買収に関する事項

本公開買付けは、いわゆる二段階買収を予定しているものではありません。

(7) 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、当社の筆頭株主である神明（所有株式数13,199,999株、所有割合28.30%）との間で、本応募契約を平成26年10月27日付で締結しております。

4 【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役名	職名	所有株式数（株）	議決権の数（個）
法師人 尚史	取締役社長	-	800	8
須藤 恭成	専務取締役	財務担当	900	9
北森 浩二	取締役	営業企画部担当	11,600	116
平林 徹	取締役	-	700	7

5 【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6 【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

7 【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8 【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。